

土壌汚染対策法第4条第1項に基づく
土地の形質の変更届出書作成の手引き

1 概要

法4条第1項の規定により、一定規模以上の土地の形質の変更（掘削や盛土）をしようとする者は、土地の形質の変更に着手する日の30日前までに知事（金沢市内の土地は金沢市長）へ届け出なければなりません。

2 届出の対象となる行為

土地の形質の変更の面積の合計が3,000㎡以上となる場合は、全て届出の対象となります。

また、現に有害物質使用特定施設が設置されている工場若しくは事業場の敷地又は法第3条第1項本文に規定する使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場若しくは事業場の敷地の場合は、900㎡以上が届出対象となります。

【届出が不要な行為とは】（規則第25条）

次の①から⑤のいずれかに該当する行為は、3,000㎡以上(900㎡)であっても届出不要です。

- ① イからハのいずれにも該当しない行為
 - イ 土壌を当該土地の形質の変更の対象となる土地の区域外へ搬出すること
 - ロ 土壌の飛散又は流出を伴う土地の形質の変更を行うこと。
 - ハ 土地の形質の変更に係る部分の深さが50cm以上であること。
- ② 農業を営むために通常行われる行為であって、土地の区域外へ搬出をしないもの
- ③ 林業の用に供する作業路網の整備であって、土地の区域外へ搬出をしないもの
- ④ 鉱山関係の土地において行われる土地の形質の変更
- ⑤ 非常災害のために必要な応急措置として行う

3 届出義務者

土地の形質の変更をしようとする者であり、施行に関する計画の内容を決定する者です。

例えば、土地の所有者等とその土地を借りて開発行為等を行う開発業者等の関係では、開発業者等が該当し、また、工事の請負の発注者と受注者の関係では一般的に発注者が該当します。

4 届出期限

土地の形質の変更に着手する日の30日前まで。

「着手する日」とは、実際に現場で形質の変更を行う日のことをいいます。

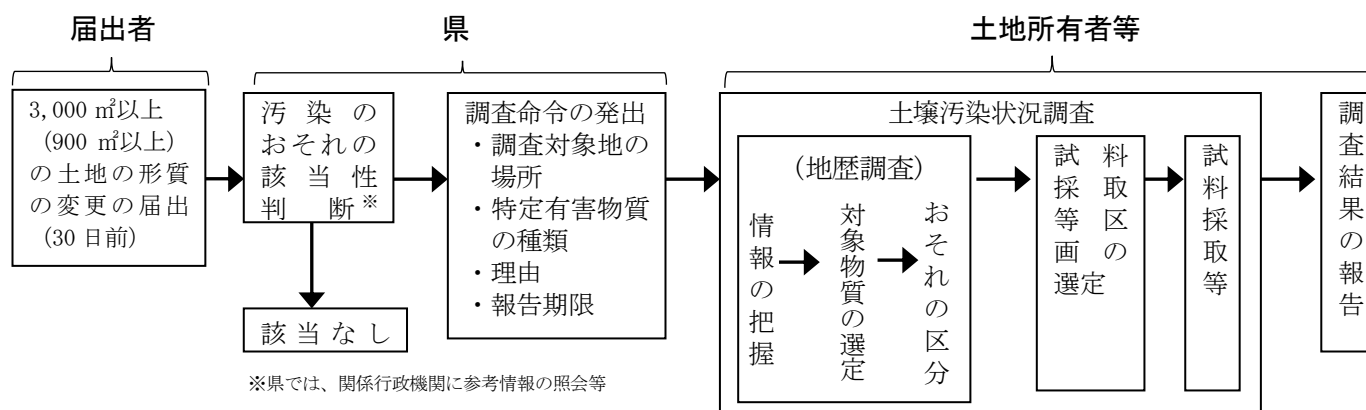
(参考) 算定方法

5月1日	5月2日	5月3日	...	5月30日	5月31日	6月1日
提出期限	中 30 日					着手日

5 届出に際し必要な書類

別紙「提出書類一覧」をご確認ください。

6 届出の流れ



届出を受けた県は、当該土地が、次の(1)から(5)のいずれかに該当するときは、土地の所有者等に対し、指定調査機関に調査させて、その結果を報告するよう命じます。

- (1) 土壤の汚染状態が指定基準に適合しないことが明らかである土地であること。
- (2) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体が埋められ、飛散し、流出し、又は地下に浸透した土地であること。
- (3) 特定有害物質をその施設において製造し、使用し、又は処理する施設に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- (4) 特定有害物質又は特定有害物質を含む固体若しくは液体をその施設において貯蔵し、又は保管する施設（環境大臣が定めるものは除く）に係る工場又は事業場の敷地である土地又は敷地であった土地であること。
- (5) (2)から(4)と同等程度に土壤の特定有害物質による汚染状態が指定基準に適合しないおそれがある土地であること。

7 その他

- (1) 提出部数等
正本1部。なお、控えが必要な場合は正本のほかに副本を1部提出してください。
- (2) 罰則
届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、調査を命じられたことをしない場合は、罰則があります。

8 届出先（お問い合わせ先）

金沢市外 石川県環境政策課 金沢市鞍月1丁目1番地 行政庁舎7階 電話076-225-1463
金沢市内 金沢市環境政策課 金沢市柿木畠1丁目1番地 電話076-220-2508

(参 考) 届出様式や土壤汚染対策法の概要等については、石川県のホームページに掲載しています。
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html>

<チェックリスト> ※当該チェックリストも届出と併せて提出してください。

① 届出書様式	チェック
<p>一定の規模以上の土地の形質の変更届出書（様式第6） ※様式は、環境政策課HPからダウンロードできます。</p>	
② 添付書類等	チェック
土地の形質の変更をしようとする場所の付近見取図及び広域図	
<p>土地の形質の変更をしようとする場所を明らかにした平面図、立面図、断面図 ※土地の形質の変更が行われる範囲が明示され、<u>掘削部分と盛土部分が区別して表示</u>されている必要があります。</p>	
<p>土地の所有者等を確認できる書類 ・土地の登記事項証明書の写しその他の当該土地の所有者等の所在地がわかる書面 ・公図の写し（土地の形質変更の場所全体の地番がわかるもの） ※土地の登記簿謄本等は、発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。 ※<u>土地の所在地が多数の地番となる場合には、一覧表を作成し、別紙として添付</u>してください（P5.《作成例》参照）。</p>	
<p>※<u>土地の形質の変更をしようとする者が届出に係る土地の所有者等でない場合、土地の所有者等に当該届出及び法第4条第3項の命令が発出される可能性について、十分な説明を行うこと。</u> ※土地が特定有害物質によって汚染されているおそれがあると判断される場合には、土地の所有者等（<u>形質の変更に係る土地のうち掘削部分に係るものに限る。</u>）に対して、<u>土壤汚染状況調査等の命令が発出されることから、当該命令等が発出された際に、土地の所有者等とのトラブルを避けるためにも、事前に土壤汚染が確認された場合等の対応について、十分な説明を行ってください。</u></p>	
<p>※ <u>現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場等の敷地の場合</u></p> <p>以下を明らかにした図面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害物質使用特定施設の設置場所 ・現に有害物質使用特定施設が設置されている工場・事業場の敷地である土地 ・有害物質使用特定施設が設置されていた工場若又は事業場の敷地であった土地 ・特定有害物質を含む排水が流れる可能性のある排水経路 	

※ また、届出の際、土地の所有者の全員の同意を得て、先行して指定調査機関による土壤汚染状況調査を実施し、届出と併せて調査結果を報告（規則第25条の3。様式第7）することができます。この報告において調査方法や結果に不備がない場合等は調査命令の対象となりません。

《記載例》

様式第六（第二十一条の二第一項、第二十三条第一項関係）

一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

〇〇年 〇〇月 〇〇日

石川県知事 殿

届出者 〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

氏名又は名称及び住所

法第3条第1項ただし書きを受けた土地における900m²以上の形質の変更では、第3条第7項になります。

土地の形質の変更が行われる開発事業全体の土地の所在地を記入します。地番表示は全ての地番を記入してください。土地の所在地が多数の地番となる場合には、「別紙地番一覧のとおり」と付記し、土地の地番、面積及び所有者等を記載した一覧表を別紙（作成例を参照）として添付してください。

第3条第7項
第4条第1項の規定により、一定の規模以上の土地の形質の変更届出書のとおり届け出ます。

土地の形質の変更の対象となる土地の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地 外〇筆 ※別紙地番一覧のとおり
土地の形質の変更の場所	別添図面のとおり
土地の形質の変更の対象となる土地の面積及び当該土地の形質の変更に係る部分の深	〇,〇〇〇m ² （うち掘削〇,〇〇〇m ² 、盛土〇〇〇m ² ） 最大掘削深さ〇〇m
土地の形質の変更の着手予定日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
法第3条第1項のただし書の確認を受けた土地において法第3条第7項の規定による土地の形質の変更をする場合	工場又は事業場の名称 工場又は事業場の敷地であった土地の所在地
現に有害物質使用特定施設等が設置されている工場又は事業場の敷地において法第4条第1項の規定による土地の形質の変更をする場合	有害物質使用特定施設が設置されている工場又は事業場の名称
	有害物質使用特定施設の種類
	有害物質使用特定施設の設置場所
	特定有害物質の種類

分割して提出する場合は、全体面積と今回提出面積がわかるように記載します。
(例)全体面積 〇,〇〇〇m²
今回提出面積 〇,〇〇〇m²

届出日から30日以降で、最初に土地の形質の変更を行う日を記入します。

該当しない箇所は斜線を記載してください。

稼働中の工場等において900m²以上の形質の変更を行う場合は記載してください。3000m²以上の形質の変更の場合は、この欄は記載不要です。斜線を引いてください。

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

《作成例》

土地の所在地が多数の地番となる場合には、以下の例に示すような一覧表を作成し、別紙として添付してください。

別紙

(作成例)

土地の形質の変更となる土地の所在地一覧

NO	所在	地番	地目	土地所有者の住所及び氏名	備考
1	〇〇市〇〇	1番1	宅地	石川県△△市△丁目△番 (株)〇〇	
2		1番2	宅地	石川県△△市△丁目△番 (株)〇〇	
3		1番3	畑	石川県〇〇市〇丁目〇番 △△△△	
4		1番4	畑	石川県〇〇市〇丁目〇番 △△△△	
5		1番5	田	石川県〇〇市〇丁目〇番 △△△△	
6	〇〇市〇〇	2番1	
7		2番2	
8		2番3	
9		2番4	
10		2番5	
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

土壌汚染対策法の届出手続きに係るQ&A

Q1 掘削土壌を敷地内に一時的に仮置きする場合、その場所も盛土する場所として届け出る必要があるか。また、シートや鉄板で養生し、地面と接触しないように仮置きを行う場合についても届け出る必要があるか。

A1 前段及び後段ともに、盛土には該当するため土地の形質の変更の面積に含めてください。

Q2 アスファルト面のみ掘削する場合は、土地の形質の変更に当たるか。

A2 アスファルト面のみを掘削し、原地盤の形質が変更されない場合は、土地の形質の変更に当たりません。一方、アスファルト面よりも深く掘削し原地盤の形質が変更される場合は、土地の形質の変更に当たります。

Q3 「土地の形質の変更に係る部分の深さ」とは、現在の地表面（アスファルト舗装されている場合には、アスファルト面）からの深さと解してよいか。

A3 そのとおりです。

Q4 太陽光発電施設（3,000 m²以上）建設に伴い、パネル基礎に深さ2m、直径約40cmのねじ込み式杭を使用する。このとき、法第4条第1項の届出は必要か。ただし、杭設置に係る土地の形質の変更の部分の面積の合計は3,000 m²未満である。

A4 掘削及び盛土等を行わない部分は、土地の形質の変更の面積に計上する必要はありません。よって、3,000 m²以上の施設であっても、杭設置に係る土地の形質の変更の部分の面積の合計が一定規模未満であれば、法第4条第1項の届出は必要ありません。

Q5 汚染のおそれがないとした場合、通知があるのか。

A5 法第4条第3項の命令以外の通知はしておりません。したがって、法第4条第1項の届出を行った後、30日以内に法4条3項の調査命令がなければ、土地の形質の変更に着手できます。

Q6 形質の変更を行う土地の一部でも50cm以上であれば、届出対象となるのか。

A6 一部でも土地の形質の変更が50cm以上の深さであれば、届出が必要です。
(例：4,000 m²の盛土を行うが、一部で杭を打つ箇所があり、その深さが約60cmである場合。杭打ちが掘削に該当します。)

Q7 1期区間や2期区間など事業を分割して事業化している場合、各々では一定規模を超えないが1期区間と2期区間併せて3000m²を超える。その場合、1期区間事業中の時には、2期区間の設計等していないため、2期区間の書類等準備できないことがあるが、どのようにすべきか。

A7 1期、2期が同一目的下の一つの事業として考えるのであれば、1期着工前に1期2期合わせた届出が必要です。

但し、1期着工前に2期区間の届出書類が準備できない場合には、まず1期区間のみ届出を行った上で1期着工、その後、2期の届出書類が準備できた段階で2期区間の届出を行うなど、届出書類が整ったまとまりごとに分割して届出することもできます。なお、この場合についても、各区間の着手日の30日前までに届出が必要です。

このような届出を行う場合は、事前に県環境政策課までご相談願います。

Q8 同一事業計画・目的の工事であるが、飛び地であって、場所が連続していない場合は、別事業として考えるのか。

A8 同一の事業の計画や目的の下で行われるものであれば、まとめて一の土地の形質の変更の行為とみて、当該届出の対象とすることが望ましいです。届出要件は同一の敷地に存することを必ずしも要しません。

Q9 形質変更の場所は盛土と掘削を分ける必要がありますか？

A9 調査命令が発出されるのは掘削範囲のみであるため、添付する図面に必ず分けて表示してください（加筆したもので可）。

※その他、環境省ホームページに「土壌汚染対策法に関するQ&A」が掲載されていますので、そちらもご参照願います。

<https://www.env.go.jp/water/dojo/wpcl.html>